

# 島田市人権施策推進指針

平成 27 年 3 月  
島 田 市

## 目 次

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 第1章 人権に関する基本的事項      |        |
| 1 人権とは               | ・・・ 1  |
| 2 人権に関する取組           | ・・・ 1  |
| 第2章 指針の基本的な考え方       |        |
| 1 策定の背景              | ・・・ 3  |
| 2 基本理念               | ・・・ 3  |
| 3 指針の位置付け            | ・・・ 3  |
| 4 推進体制               | ・・・ 4  |
| 5 指針の見直し             | ・・・ 4  |
| 第3章 人権施策推進の考え方       |        |
| 1 人権を尊重した市政          | ・・・ 5  |
| 2 人権教育・啓発・研修の推進      | ・・・ 5  |
| 3 人権に関する相談・支援体制の整備   | ・・・ 5  |
| 4 協働による人権尊重のまちづくりの推進 | ・・・ 6  |
| 第4章 分野別施策の推進         |        |
| 1 女性の人権              | ・・・ 7  |
| 2 子供の人権              | ・・・ 7  |
| 3 高齢者の人権             | ・・・ 8  |
| 4 障害のある人の人権          | ・・・ 8  |
| 5 同和問題               | ・・・ 8  |
| 6 外国人の人権             | ・・・ 9  |
| 7 さまざまな人権            | ・・・ 9  |
| 参考資料                 |        |
| 日本国憲法（抄）             | ・・・ 10 |
| 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律  | ・・・ 13 |
| 島田市平和都市宣言            | ・・・ 15 |
| 用語解説                 | ・・・ 16 |

# 第1章 人権に関する基本的事項

## 1 人権とは

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。人権は難しいものではなく、だれでも心で理解し、感じることでできるものです。しかし現実の社会では、保護者からの虐待によって子供の命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けることがあります。高齢だから、障害があるから、同和地区出身者だからということによって差別を受けることがあります。

人は、身体の大きさも皮膚の色も違えば、言葉、生まれ育った場所や環境も違います。得意なことも苦手なこともそれぞれ違います。そのような違いをお互いに受け入れ、認め合い、同じ人間として尊重しあうことが、人権を尊重することへの第一歩であると言えます。

## 2 人権に関する取組

### (1) 国際社会の取組

多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの世界大戦の反省から、昭和23年(1948年)12月に国際連合(以下「国連」という。)において、『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。』とうたった「世界人権宣言」が採択されました。その後、国連では、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などを通じて、人権課題を解決するための取組を行ってきました。

さらに、平成6年(1994年)には、平成7年(1995年)からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議と行動計画を採択し、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であるとの位置付けを行いました。さらに、この取組は、平成17年(2005年)を始期とする「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。

### (2) 国内の取組

昭和22年5月に日本国憲法が施行されました。憲法第11条では、すべての国民に「基本的人権」を保障し、第14条では「法の下での平等」がうたわれています。

その後、国連で人権関連諸条約が採択される流れの中で、国では、それらの諸条約を批准するとともに、法律や制度の整備を行ってきました。また、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、平成9年7月に「国内行動計画」を策定し、あらゆる場を通じて人権教育を推進し、女性、子供、高齢者、障害者などの人権を最重要課題として

位置付け、取組を行ってきました。

さらに、平成 12 年 12 月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことを受けて、平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

### (3) 静岡県の取組

静岡県では、国の「国内行動計画」に基づき、「静岡県行動計画」を策定し、人権教育・人権啓発活動に取り組み、平成 16 年に「ふじのくに人権宣言」を発表し、県民に呼びかけを行いました。平成 17 年には、『県民一人ひとりに人権の尊重の意識が育まれた温もりあふれる静岡県の実現』を基本理念とした「静岡県人権施策推進計画（ふじのくに人権文化創造プラン 21）」を策定し、様々な取組を行ってきました。さらに、平成 23 年には、新たな人権課題や法制度の変更に対応するために、「静岡県人権施策推進計画（改定版）〈ふじのくに人権文化創造プラン 21〉」を策定し、人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、静岡県教育委員会では、平成 14 年に策定した教育振興基本計画『『人づくり』2010 プラン』に基づき、あらゆる教育の場において、人権の意義や重要性に対する正しい理解を深めるための取組などを行ってきました。さらに、平成 23 年には、国の教育改革を踏まえ、新たな課題に対応するために『『有徳の人』づくりアクションプラン』を策定し、共生社会を支える人権文化の推進を図っています。

### (4) 島田市の取組

本市では、性別、年齢などに関わらず、一人ひとりが個人として尊重され、誰もが平等に活躍できる社会の実現を目指して、国・県の行動計画の下、学校や職場での人権教育や地域での人権啓発に取り組む一方で、様々な人権課題に対応するために相談・支援事業の取組を行ってきました。

平成 4 年には、広く市民が人権を正しく理解するための施策を推進し、明るい社会を実現するため、「島田市人権教育啓発推進協議会」を設置し、市民団体、関係機関と連携して人権教育・啓発を推進してきました。

これまでの取組により、市民の人権尊重の意識は高まっていますが、女性への暴力、子供や高齢者への虐待、障害のある人への差別など解決すべき人権課題は未だ存在しています。こうした中、平成 24 年 4 月に市民安心課に人権・男女共同参画係を新設するとともに、「島田市人権施策推進協議会」を組織し、人権施策の総合的な推進を図っています。

また、平成 26 年 8 月 15 日に、すべての市民が安らかで穏やかな生活を営み、心の底から幸福を実感できる、真の平和都市の実現に向け、市民が一丸となって恒久の平和について考え、行動していくことを世界に向けて発信する「島田市平和都市宣言」を行いました。宣言では、性別、言語、人種、障害、信条、社会的身分などに関わらずお互いを認め、助け合い、差別やいじめのない、奪い合うことのない信頼で結ばれた人間関係を築くことを訴えています。

## 第2章 指針の基本的な考え方

### 1 策定の背景

国際社会においては、「全ての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が昭和23年（1948年）に国連で採択されて以来、人権に関わる様々な課題に対する不断の取組が続けられています。

日本においても、基本的人権を保障した日本国憲法に基づいて、これまで人権に関する諸制度の整備や各種施策が推進されてきましたが、今なお、様々な人権問題の解決が社会全体の大きな課題となっています。

人権が尊重される社会の実現のためには、私たち一人ひとりが人権の意義や重要性を理解し、人権問題を敏感に捉える感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚が身に付くようにすることが必要です。

本市では、平成26年6月に策定した「しまだみらい創造プラン（島田市総合計画後期基本計画）」に『市民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、性別、年齢、国籍などにかかわらず、だれもが安心して豊かに暮らせるまちづくり』をめざす姿として、人権が尊重されるまちづくりを進めていくこととしています。

こうしたことから、人権施策の一層の推進を図るとともに、人権についての理解と取組を社会全体で深めていただくために「島田市人権施策推進指針」を策定します。

### 2 基本理念

市民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、  
性別、年齢、国籍などにかかわらず、  
だれもが安心して豊かに暮らせるまちづくり

総合計画後期基本計画に掲げるめざす姿『市民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、性別、年齢、国籍などにかかわらず、だれもが安心して豊かに暮らせるまちづくり』を基本理念として人権施策を推進します。

### 3 指針の位置付け

本指針は、本市が人権尊重の視点から施策を推進する上での基本理念や施策の方向性を示すものです。したがって、教育、福祉、子育てなどのそれぞれの部署が主体となる施策の計画策定及び施策の推進に当たっては、本指針との整合性に留意しながら、人権尊重の視点を盛り込むものとします。

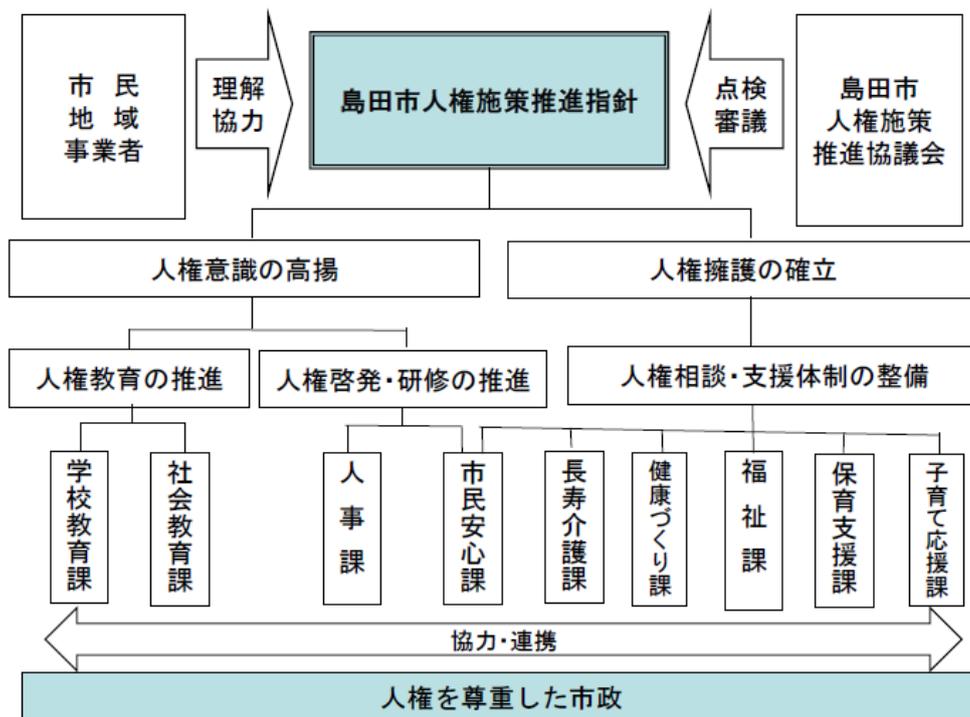
なお、本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）第5条に基づき策定するものです。

#### 4 推進体制

本指針は、くらし環境部市民安心課が所管し、推進に当たっては、横断的に関係各課が連携を密にし、人権の視点に立った施策の推進、人権課題への適切かつ迅速な対応を図ります。

本指針に基づく人権に関する施策の実効性を高めるため、島田市人権施策推進協議会において、取組の状況の点検や審議などを行います。

### 島田市人権施策推進体制



#### 5 指針の見直し

人権問題は、社会情勢の変化などにより新たな課題が生じることがあります。この指針は、国等の動向や社会環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。

## 第3章 人権施策推進の考え方

### 1 人権を尊重した市政

だれもが安心して豊かに市民生活を営むためには、市民一人ひとりが個人として尊重されることは欠くことのできないものです。本市の全ての施策は、人権尊重の視点から計画され、推進されるべきものであり、その意味では全てが人権と関わりがあります。

こうしたことから、人権尊重の精神に基づき、市政の運営にあたります。

### 2 人権教育・啓発・研修の推進

偏見や差別の要因は、その多くが誤った認識や知識不足などにあると言えます。こうしたことから、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、行動できる社会の実現に向けて、人権教育の充実や人権啓発を推進します。

#### (1) 人権教育の推進

人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚を育むことを目指し、学校教育・社会教育を通じて、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域などのあらゆる場で人権教育を推進します。

#### (2) 人権啓発の推進

市民が様々な人権課題に対して正しい理解を深めるとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、人権を身近にとらえるような情報提供・広報活動を推進します。また、幅広い層からの参加を得られるように、様々なテーマで、分かりやすい講演会や研修会を開催します。

#### (3) 人権研修の推進

人権を尊重した市政を運営するため、職員一人ひとりが高い人権意識と豊かな人権感覚を持って職務にあたるよう、すべての市職員や教職員への人権研修を行っていきます。

### 3 人権に関する相談・支援体制の整備

人権が尊重される社会を実現するためには、人権教育・啓発活動を推進する一方で差別や虐待などの人権侵害に対処し、人権を擁護する活動の推進が重要です。

本市では、市民相談をはじめ、各種の相談窓口を設置していますが、多様化・複雑化する人権侵害に迅速かつ適切に対応するため、市民への相談窓口等の周知を図るとともに関係機関と連携し、相談・支援体制の整備を図っていきます。

#### 4 協働による人権尊重のまちづくりの推進

人権問題に取り組む上で重要なことは、行政だけではなく、社会全体で取り組むという合意形成を図ることであると言えます。こうしたことから、人権問題は全ての市民が協力して取り組むべきであるとの認識に立って、市民、地域の団体、事業者との協働により人権尊重のまちづくりを推進します。

## 第4章 分野別施策の推進

### 1 女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も「男女雇用機会均等法」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、例えば『男は仕事、女は家庭』といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因になっています。

また、性犯罪等の女性に対する暴力、夫・パートナーからの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題も、女性の人権に関する重大な問題の一つです。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて平成19年7月に島田市男女共同参画推進条例を施行し、また、平成20年8月には男女共同参画都市宣言を行い、平成21年3月には具体的な取組内容を定めた「島田市男女共同参画行動計画」を策定し、全市的に男女共同参画社会づくりを推進してきました。

しかし、性別役割分担意識を支持する考え方が強く残っていること、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの女性に対する暴力が顕在化していることなどを踏まえ、平成26年3月に「第2次島田市男女共同参画行動計画」を策定し、その一部を「島田市DV防止対策基本計画」として位置づけました。

これらの計画に基づき、男女の人権の尊重や性別による固定的な役割分担意識の解消、女性の社会参画や多様な生き方を選択できる環境の整備などのほか、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための体制の整備を図ります。

### 2 子供の人権

今日、いじめや体罰、不登校、育児放棄、児童虐待のほか、児童ポルノの氾濫などが深刻な社会問題となっています。これらは、核家族化や少子化、地域の教育力の低下、さらには、過度の受験競争や情報社会による弊害など様々な要因が絡み合っていると言えます。また、少年非行も質的に凶悪化・粗暴化している傾向にあります。解決に向けては、問題をこのように複雑な要因を合わせ持つものとして捉え、子供を一人の人間として尊重し、取り組んでいくことが大切です。

本市では、平成17年3月に「次世代育成支援島田市行動計画」を策定、平成27年3月には、同計画の方針を引き継ぐ「島田市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、子育てを支援する様々な取組を推進しています。また、平成24年3月には「しまだ大井川『子ども・若者プラン』（島田市子ども・若者育成支援計画）」を策定し、0歳から概ね30歳までの子供・若者に対し長期的な視点で健全育成と自立を支援するための取組を推進しています。

引き続き、子育て支援サービスの充実や子供の健全育成環境の整備、いじめや不登校、児童虐待などの相談・支援体制の整備を図るとともに、子供の自尊感情、社会性や豊かな人間性を育む人権教育・啓発を家庭、学校、地域と連携して推進します。

### 3 高齢者の人権

高齢社会を迎え、家庭における高齢者への暴力や介護の放棄などの虐待、社会福祉施設等での人権への配慮不足など、高齢者の人権侵害が社会問題となっています。また、認知症等により判断能力が不十分なため、日常生活に支障をきたす事例も顕著になっています。

本市の65才以上の高齢者人口は、平成26年4月1日現在27,996人で、高齢化率は27.7%となっており、今後もさらに高齢化が進むことが予測されています。高齢化に伴い要介護認定者数は、年々増加し、平成26年4月1日現在4,046人となっています。

こうした中、本市では、平成24年3月に「第6次島田市高齢者保健福祉計画（第5期島田市介護保険事業計画）」を策定し、『高齢者を支援し、いきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現をめざして』を目標に掲げ、高齢者が生きがいを持ち社会参加する機会をつくり、生活しやすい環境を整え、いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりのための様々な取組を進めています。

高齢化の一層の進展が見込まれる中、高齢者虐待の早期発見や早期対応、高齢者の権利擁護の取組の充実などを図るとともに、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送れるようにするため、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

### 4 障害のある人の人権

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会全体で障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。国では、ノーマライゼーションを基本理念の一つとする障害者施策を進めてきましたが、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、共生社会は十分に実現されているとはいえない状況にあります。

本市では、平成25年3月に「島田市障害者計画」を策定し、『みとめあい、ささえあい、わたしらしく生きる』を基本理念に掲げ、すべての人が快適で生活しやすいまちづくりに向けて、障害者福祉施策の一層の充実と推進を図っています。

障害のある人が住みなれた地域で豊かに安心して暮らせるよう、質の高い福祉サービスの提供や権利の擁護、社会参加の促進などの施策の充実はもとより、障害のある人についての理解を深めるための教育・啓発の推進を図ります。

### 5 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

同和問題は、昭和40年に国の同和对策審議会の答申において、「歴史的にみてその早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」との位置付けがされ、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定されて以降、地域改善対策が講じられました。その結果、同和地区の生活環境に対する基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大き

く改善されました。しかし、結婚などにおける差別、差別的な発言やインターネット上での差別的な書き込みが発生するなど、依然として偏見や差別の意識が存在している状況があります。また、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっている「えせ同和行為」が行われている状況があります。

こうしたことから、同和問題の正しい理解と認識を深めるための人権教育・啓発に取り組むとともに、えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進を図ります。

## 6 外国人の人権

平成 25 年に日本に入国した外国人は過去最高の約 1,125 万人となっています。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題も発生しています。また、近年では、デモなどにおいて特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会問題となっています。

なお、本市には、平成 26 年 3 月末現在、人口の約 0.9%にあたる 930 人の外国人住民が暮らしており、生活支援として外国語のパンフレットの作成や日本語教室の開催する一方で、国際理解や国際交流の推進のための取組を行っています。

今後は、国籍や文化の違いを理解し、ともに地域社会を支える「多文化共生社会」の実現に向けた施策を推進します。

## 7 さまざまな人権

### (1) インターネットによる人権問題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうしたことから、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発の推進を図ります。

### (2) 刑期を終えて出所した人の人権

刑期を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就労差別や入居拒否など、社会復帰を目指す人たちにとって大変厳しい状況にあります。引き続き、刑期を終えて出所した人たちが地域の一員として社会生活が営めるよう、偏見や差別をなくすための啓発の推進を図ります。

### (3) 感染症患者等の人権

エイズ（後天性免疫不全症候群）やハンセン病などの感染症や難病に対する理解や認識が十分でないことから、患者・回復者やその家族に対する偏見や差別が存在しています。引き続き、偏見や差別をなくすため、感染症等に関する正しい知識と理解を促す啓発の推進を図ります。

この他にも、様々な人権問題があることから、その解決に向けた施策の推進を図ります。

## 参考資料

### 日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

### 第 3 章 国民の権利及び義務

（基本的人権）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重と公共の福祉)

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(思想及び良心の自由)

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(略)

## 第 10 章 最高法規

(基本的人権の由来特性)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

### (目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の<sup>かんよう</sup>涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

### (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 島田市平和都市宣言

「おはよう」

「おはようございます 今日きょうはいいお天気てんきですね」

「いってきます」

「いってらっしゃい 気きをつけてね」

なに 何げないあいさつを かわしあえるよろこび  
それは へいわ 平和という たから 宝もの

でも それは あらそ 争いや さいがい 災害など  
おおくの くる 苦しみや かな の 悲しみを 乗り越えた  
つよ 強さや やさ やさしさによって  
きず 築きあげ まも 守られてきたもの

いま い 生きる わたし たちに たく 託されたことは  
すべての ひと 人に 永遠の へいわ 平和が おとず 訪れるよう  
おたが 互いを みと 認め合い たす 助け合い  
わかち 合える しゃかい 社会を じつげん 実現し  
つぎ 次世代へ ついでい いくこと

わたし 私 たちは 呼びかけます  
「今日きょうより 明日あすを いい 日に しよう」  
「生命いのちの 尊とうとさを 伝えよう」  
「あなたが いてくれて ありがとう」  
そして すべての ものに 「ありがとう」

わたし 私 たちは 叫びます  
「人を 傷つけ 不幸ふこうにするものは いらぬ」  
「歴史れきしが 培つちかった 大切な 財産ざいさんを 消し去ることは 許さぬ」

わたし 私 たちは 宣言 します  
おおいがわ せiryū 清流に 育はぐくまれた みどり 緑 ゆたかな しまだし 島田市が  
へいわ 平和を ねが 世界中の せかいじゅう 人たち とともに  
えがお 笑顔の 絶えない 明るい 未来を めざして  
あゆ 歩み つづける へいわ と し 平和都市 であることを

## 用語解説

### ア行

#### あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（P1）

あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を遅滞なくとることなどを定めた条約。昭和 40 年（1965 年）の国連総会において採択され、日本は平成 7 年（1995 年）に加入している。

#### えせ同和行為（P9）

何らかの利益を得るため、同和団体を名乗り、又は同和問題を口実にして、企業等に対し、不当な申し入れや義務なきことを強要する行為。

### カ行

#### 国際人権規約（P1）

国連が「世界人権宣言」の内容に法的拘束力を持たせるために昭和 41 年（1966 年）の国連総会において採択した条約。①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選定議定書の 3 つから構成される。日本は、①及び②について、昭和 54 年（1979 年）に批准している。

### サ行

#### 児童の権利に関する条約（子供の人権条約）（P1）

基本的人権が子供にも保障されるべきことを国際的に定めた条約。平成元年（1989 年）の国連総会において採択され、日本は平成 6 年（1994 年）に批准している。

#### 島田市人権教育啓発推進協議会（P2）

広く市民が人権を正しく理解するための施策を推進し明るい社会を実現するための施策を推進するにあたり、効果的な事業の推進を図ることを目的に、平成 4 年に設置された関係機関、市民等を委員とした協議会。平成 24 年 3 月廃止。

#### 島田市人権施策推進協議会（P2）

島田市人権教育啓発推進協議会の後を継いで、平成 24 年 4 月に設置された関係機関、市民等を委員とした協議会。

#### 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）（P1）

あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成 18 年（2006 年）の国連総会において採択され、わが国は平成 19 年（2007 年）に署名したが、批准していない。

#### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（P1）

男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする条約。昭和 54 年（1979 年）の国連総会において採択され、日本は昭和 60 年

(1985年)に批准している。

#### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (P2)

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12年に制定され、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた法律。

#### セクシュアル・ハラスメント (P7)

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。

### タ行

#### 地域包括ケアシステム (P8)

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制。

#### 同和対策事業特別措置法 (P8)

昭和44年に制定された10年を期限とする時限立法。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実など必要な措置を総合的に実施することとしたもの。これにより初めて本格的に同和行政が推進されることとなった。

#### ドメスティック・バイオレンス (P7)

配偶者・パートナーからの身体的・精神的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的な暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

### ナ行

#### ノーマライゼーション (P8)

障害者を特別に扱うのではなく、一般の社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に助け合って生きる社会こそが正常であり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

### ハ行

#### ハンセン病 (P9)

らい菌によって主に皮膚や末梢神経が侵される慢性の細菌感染症。感染力は極めて弱く、現在では治療法が確立され、適切な治療により完治する。

#### ヘイトスピーチ (P9)

憎悪に基づく差別的な言動。人種や宗教、性別、性的指向など自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすることが特徴。

## 島田市人権施策推進指針

発行：島田市くらし環境部市民安心課  
〒427-8501 島田市中心中央町1番の1  
電話 0547-36-7121 / FAX 0547-35-6000  
E-mail: [anshin@city.shimada.shizuoka.jp](mailto:anshin@city.shimada.shizuoka.jp)